会 社 名 株式会社フーバーブレイン 代表者名 代表取締役社長 輿水 英行 (コード:3927 東証グロース市場) 問合せ先 管理部 部長 植村 浩之 (TEL. 03-5210-3061)

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション(新株予約権)を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、行使価額修正条項が設定されており、当社が定めた業績目標(連結営業利益)を2事業年度連続で達成した場合には、行使価額は当初行使価額(本新株予約権の発行に係る取締役会の前営業日の株価終値)となりますが、業績目標の達成前では、行使価額は、本新株予約権を行使する日の前営業日の株価終値より高い水準に修正されることとなります。このような条件を設定することにより、業績目標を達成した場合には一般的な有償ストック・オプションのようなインセンティブプランとしての機能が期待でき、また、業績目標の達成前においても付与対象者が当社の株式を取得し株主となることが可能となっており、付与対象者である取締役及び従業員の当社への帰属意識を高める(安定株主作り)ことが期待できます。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 5,604,200 株に対して 9.46%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、業績目標達成へのインセンティブ機能と、業績達成前における帰属意識の向上(安定株主作り)を両立させるものです。これにより、当社グループー丸となって中長期的な業績向上に取り組む体制を強化し、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

(1)		当社取締役	5名	2,250個	
	新株予約権の割当て	当社監査役	3名	320 個	
	の対象者及びその人	当社従業員	18名	1,530個	
	数並びに割り当てる	当社子会社取締役	5名	670 個	
	新株予約権の数	当社子会社監査役	1名	70 個	
		当社子会社従業員	9名	460 個	
(2)	新株予約権の目的で	本新株予約権1個	あたりの	目的である株式の)数(以下、「付与株式数」とい
	ある株式の種類及び	う。)は、当社普通株式 100 株とする。			
	数	なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社			
		普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次			

の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の 額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要 とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものと する。

(3) 新株予約権の総数

や約権の総数 | 5,300個

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

新株予約権の払込金 額又はその算定方法

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサル

(4)

なお、当該金額は、第二者評価機関である株式会社プルータス・コンサル ティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定 モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参 考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発 行に該当しないと判断している。

(5) 新株予約権の 行使に際して 出資される財産の 価額及びその1株 当たりの金額 (行使価額) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 当初828円(以下、「当初行使価額」という。)とする。ただし、(6)により修正が行われるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

-

調整後行使価額=調整前行使価額 × ·

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株あたり 株式数×払込金額

調整後=調整前×株

新規発行前の1株あたりの時

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる 発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、 また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行 株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する 場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整 を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を 行うことができるものとする。

(6) 行使価額の修正

① 本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使 請求が行われる都度、行使請求日の前営業日(以下「修正日」という。)の 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がな い場合には、その直前の終値)の110%に修正される(1円未満の端数を

切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)。ただし、修正後行使価額 が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。 なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。 ② 上記①に関わらず、2028年3月期及び2029年3月期における当社の 営業利益の額が2事業年度連続して5億円を超過した場合には、行使価額 は当初行使価額に修正され、以後上記①による修正は行わないものとす る。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告 書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は連結損 益計算書) における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限 らず、株式、新株予約権またはその他の株式等を利用した仕組みより株式 報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、 当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重 要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるも のとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日 の翌日から適用するものとする。 (6) 新株予約権の 本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。) 権利行使期間 は、2025年12月1日から2035年11月30日までとする。 (7)新株予約権の ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社 行使の条件 関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、 任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が 認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点にお ける発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権 の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 新株予約権の行使 ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資 (8) により株式を発行 本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増 する場合に増加 加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた する資本金及び ときは、その端数を切り上げるものとする。 資本準備金の額 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資 本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。 ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割につ (9)新株予約権の いての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式 取得の事由及び 取 得 条 件 交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承 認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社 取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で 取得することができる。 ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により 本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償 で取得することができる。 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承 (10)新株予約権の 譲渡 制 認を要するものとする。 組織再編行為時に 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設 (11)おける新株予約権の 分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」と いう。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者 取 扱

	に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホま
	でに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以
	下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿
	って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併
	契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に
	おいて定めた場合に限るものとする。
	① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
	新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付す
	る。
	② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
	再編対象会社の普通株式とする。
	③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
	組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
	④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
	交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織
	再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整
	して得られる再編後行使価額に、上記(11)③に従って決定される当該新
	株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
	⑤ 新株予約権を行使することができる期間
	上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、
	いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。
	⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本
	金及び資本準備金に関する事項
	上記(8)に準じて決定する。
	⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
	譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による
	承認を要するものとする。
	⑧ その他新株予約権の行使の条件
	上記(7)に準じて決定する。
	⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
	上記(9)に準じて決定する。
	⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の 割 当 日	2025年12月1日
(13) 新株予約権証券の 発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の 払 込 期 日	2025年12月1日